

予防接種

小児予防接種の種類と接種間隔

- 注射生ワクチン**
【対象となるワクチン】
・BCG ・水痘
・麻しん風しん(MR)
・おたふく ・黄熱
- 経口生ワクチン
経鼻生ワクチン**
- 不活化ワクチン**
- mRNAワクチン**

接種

注射生ワクチンは接種不可

28日目～ 注射生ワクチンも接種可能

経口生ワクチン・経鼻生ワクチン・不活化ワクチンを接種可能

次のワクチン(別の種類)を接種可能

※医師が必要と認めた場合、同時接種を行うことができます。

注射生ワクチンを接種後27日以上の間隔をおかなければ、異なる種類の注射生ワクチンの接種を受けることはできません。

接種間隔に制限はありません。
(経口生・経鼻生・不活化ワクチンを接種する場合)

接種間隔に制限はありません。



小児の予防接種



※白抜きの時期が公費助成期間です(①～④は回数を表す標準接種時期)

詳細は「予防接種と子どもの健康」(説明書)をご覧ください。
令和8年4月1日現在(法律の改正等に変更する場合があります。)

ワクチンの種類	接種回数	年齢																	予診票の郵送時期										
		1か月	2か月	3か月	4か月	5か月	6か月	7か月～8か月	9か月～11か月	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳		10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳～26歳		
生ワクチン(経口) ロタウイルス(1価) ロタテック(5価)	2回	6週～	①	②		～24週0日																						<生後1か月頃> ロタウイルス……3枚 B型肝炎……3枚 小児肺炎球菌……4枚 5種混合……4枚 BCG……1枚 水痘……2枚	
	3回	6週～	①	②	③		～32週0日																						
	3回							③	～1歳未満																				
不活化ワクチン B型肝炎 小児の肺炎球菌 5種混合(ジフテリア、百日せき、破傷風、ポリオ、ヒブ)	3回		①	②				③																				接種開始時期により接種回数が変わるため注意	
	4回		①	②	③				④																				
	4回		①	②	③				④							～7歳半未満													
生ワクチン(注射) BCG 水痘(水ぼうそう) MR(麻しん風しん混合)	1回					①			～1歳未満																			1期:生後1か月頃 2期:年長になる年の4月	
	2回								①	②	～3歳未満																		
	第1期:1回 第2期:1回									①			②	年長児相当期間	対象者: 令和2年4月2日～令和3年4月1日生まで										特例対象者: 平成19年4月1日生までの 20歳未満				
不活化ワクチン 日本脳炎 2種混合(ジフテリア、破傷風) ヒトパピローマウイルス(子宮頸がん)	第1期:3回 第2期:1回											①	②	③				～7歳半未満									①～④(未接種分)	・1期:3歳誕生日 ・2期:9歳誕生日 ・特例対象者:接種を希望される方は保健センターまでお問い合わせください。	
	1回																			①	～13歳未満								
	・2回(初回接種年齢が15歳未満の場合※9価) ・3回																										①②③ 小学6年生から高校1年生相当の女子(標準接種時期は中学1年生)		
任意予防接種(全額助成)	ワクチンの種類	接種回数	年齢																	予診票の郵送時期									
任意予防接種(一部助成)	生ワクチン(注射) おたふくかぜ	初回のみ 2500円まで助成																											生後1か月頃
	不活化ワクチン(注射) インフルエンザ	13歳未満:2回 13歳以上:1回 1回あたり1500円助成																											郵送なし 予診票は医療機関に設置

接種間隔などの注意事項

毎回確認すること	(1) 接種間隔は正しくあっていますか?	ワクチンごとに接種間隔が異なります。必ず接種前に母子健康手帳などで接種間隔を確認してください。
	(2) 公費助成の対象年齢ですか?	公費助成で受けられる年齢が決まっています。対象外の年齢で接種する場合は、全額自己負担です。(市が発行した予診票は使用できません。)
当日の持ちもの	・予診票 ・住所のわかるもの ・母子健康手帳または接種歴のわかるもの(接種記録票)	
こういう場合は?	(1) 転出または転入した	接種日に住民票をおく自治体の予診票を使用します。 ③転出日と接種日が同日の場合、取手市の助成はうけられません。転入した方は、保健センターで予診票を交換してください。(母子健康手帳必須)
	(2) 県外の医療機関で接種したい ※長期里帰り中、入院・入所などで県内で接種できない事情がある方	事前に「予防接種実施依頼書」の発行申請が必要です。必ず接種する前に保健センターにお問い合わせください。
	(3) 予防接種に保護者が同伴できない	16歳未満の場合、原則保護者の同伴が必要です。代理の方が同伴する場合は、委任状が必要です。その場合、接種の同意における保護者自署欄は代理人が署名します。
	(4) 服薬中、発熱している	急性の病気で薬を飲んでいたり、37.5度以上の発熱がある場合は接種できません。

予診票が手元にない方の申請方法

以下の方法で保健センターへ発行申請してください。

保健センター窓口で申請(即日交付)

母子健康手帳や接種歴のわかるものを必ず持参してください。(高齢者以外)

電子申請(郵送/要10日程度)

下記のQRから申請してください。申請受付後、予診票を郵送します。

(小児) 予診票発行申請



(高齢者) 予診票発行申請

P.6 各QRより申請してください。